



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

305 建築基準法による指定確認検査機関の指定

(建築住宅課)..... 1

告 示

和歌山県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を指定したので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称及び住所

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
和歌山市ト半町38番地

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に規定するもの

3 業務区域

和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市及び海草郡

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

和歌山市ト半町38番地

5 指定年月日

令和3年3月22日